〃	第三十七回	三十六億千八百四十九万円	三十六億九百六十九万五千八百六十三円
〃	第三十八回	十二億千三百十九万円	十二億千五十八万三十六円
〃	第三十九回	三十六億二千六百五十九万円	三十六億千七百七十七万六千百十円
〃	第四十回	十八億八千六百七十二万円	十八億八千二百六十六万九百四十八円
〃	第四十一回	二十二億五千三百十九万円	二十二億四千七百七十一万三千九百九十九円
〃	第四十二回	二十五億五千三百七十万円	二十五億四千八百二十万五千九百四十円
〃	第四十三回	二十一億二千四百五万円	二十一億千八百八十八万七千八百七十九円
〃	第四十四回	六十四億三千九百十三万円	六十四億二千五百二十七万六千五百三十二円
〃	第四十五回	五十一億八千八百五十六万円	五十一億七千五百九十四万九千九百五十九円
〃	第四十六回	二十五億二千三百四十八万円	二十五億千八百五万九百二十九円
〃	第四十七回	二十億千七百八十万円	二十億千四百十万二千二十四円
〃	第四十八回	三十一億三千百十五万円	三十一億二千四百四十一万三千五百五十六円
〃	第四十九回	二十六億七千五百九十八万円	二十六億七千百七万五千七百六十七円
〃	第五十回	十二億七千六百九十四万円	十二億七千四百四十万八千六百九十四円
〃	第五十一回	二十八億七千七百十五万円	二十八億七千十五万七千五百五十六円
〃	第五十二回	十八億四千三百九十七万円	十八億四千万二千八百七十六円
〃	第五十三回	十七億三百七十五万円	十七億六十二万七千六百三円
〃	第五十四回	二十二億九千六百三十四万円	二十二億九千百三十九万九千六百十六円
〃	第五十五回	十九億三千五百四十九万円	十九億三千百九十四万二千八百六十七円
〃	第五十六回	十一億千九百三十五万円	十一億千七百九万三千四百一円
〃	第五十七回	二十二億四百四十二万円	二十一億九千九百六万二千五百十六円
〃	第五十八回	十七億二千百万円	十七億千七百三十万六千七百六十六円
〃	第五十九回	二十六億三千六百二十六万円	二十六億三千百四十万二千八百九十二円
〃	第六十回	五十億七千七百七十九万円	五十億六千六百八十六万五千三百四十円
〃	第六十一回	六十億三千六百五十四万円	六十億二千五百四十七万六千六百七十六円
〃	第六十二回	三百七十四億四百九十一万円	三百七十三億三千百八十八万五千二百三十円
〃	第六十四回	五百万円	四百九十九万百七十三円
〃	第六十六回	七百五十万円	七百四十九万八百七十四円
〃	第六十七回	二千三百五十万円	二千三百四十七万八千四百十九円
〃	第六十九回	五百万円	四百九十九万五千二百八十三円
〃	第七十回	五十万円	四十九万九千六百八十八円
〃	第七十四回	一億千六百一万円	一億千六百万九千七十六円
〃	第八百一回	三億二千九百五十五万円	三億二千八百八十四万千八百十一円
〃	第八百二回	一億千五十万円	一億千三十四万五千九百三十円
〃	第八百三回	一億八千六十万円	一億八千三十六万二千五百六十九円
〃	第八百四回	一億九千三百五十万円	一億九千三百四十二万二千九百二十六円
合計		千三百三十億七千十二万円	千三百二十八億千八百五十四万四千百七十二円

○中央労働委員会告示第二号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月一日

中央労働委員会会長　諏訪　康雄

表の独立行政法人国立印刷局の項の研究所の項中「研究開発プロジェクトリーダー」の下に「　総務室長」を加え、「グループリーダー」を「課長　総務総括官」に改め、工場の項中「運営企画室長」を削り、「グループリーダー」を「環境安全総括官」に改める。